令和3年度第2回西東京市緑化審議会回答を受けて要検討課題一覧

No.	該当ページ	指摘内容	対応状況	要確認・検討項 目
12	4	【歴史の中の下保谷】この部分は全面見直しを あとで素案を送ります 【歴史の中の下保谷】には、入植の経緯は触れられているが、屋敷林については全く触れられていない。 10ページの(5)歴史・文化についての中でも、屋敷林はすでにあるものとしての記述で、何の目的でどのように形成されてきたかの記述がない。	委員より、【歴史の中の下保谷】の修正案をいただいた。	要確認
19	5	計画の中で樹木や竹林が生活に利用されたとありますが、ガス電気の無い時代に樹木は薪、建築資材、竹は農業資材、食材等、無くてはならない物として必要にかられて維持、植栽をしてきた事をアピールしてほしいと思います。		
20	5	4ページの■下保谷四丁目特別緑地保全地区の略歴 のあと、すぐに■屋敷林の植生の概要 となっていて、そもそも屋敷林とは何か、なぜこういう植生が必要かの説明がないので、この説明を 歴史的経緯や地理的特徴を含め概略を解説してほしい。	【要検討】「(2)植生について」に、「■屋敷林とは」という項目を追加しました。もう少し詳しく説明するのであれば、R2に作成した活動紹介パネルを基に詳述してもよいかと思いますが検討願います。	審議
21	5	(2) 植生について■屋敷林の植生の概要で現状の植生ごとの特徴・目的が記述されてはいるが、は じめに屋敷林の意義や目的、歴史的経緯や地理的特徴を記述したほうが分かりやすいと思う。		
28 29	+	母屋の間取り図を入れる(武蔵野の民家の特徴の田の字型がわかるのではないか) 母屋の間取りを追加する。	【要確認】会長に図面のデータを提供いただけた。	要確認
36	12	(6)管理・運営について 以前から市民活動に供され、それに参加する人たちが管理に関わっていたということをプラスしたほうがよい	「高橋家屋敷林は、特別緑地保全地区に指定される以前から、所有者であった高橋 氏と住民ボランティアの協力により管理がなされていました。」と追加させていた だきました。より詳細な情報について、委員がご存じないか確認させていただきた いと思います。 【要確認】委員より資料提供いただいた。	要確認
40	14	「こもれび」と「ひだまり」の屋敷林をキャッチフレーズにする。「旧高橋家屋敷林調査報告書」中 の写真2点「こもれびの屋敷林」「陽だまりの屋敷林」を入れる。	【要確認】委員に掲載の了解をいただけた。	要確認
41	15	「保全エリア」と「活用エリア」としてエリア分けをすると、保全と活用がそれぞれ別物のように感じます。「計画の目的」にある「屋敷林として人の手が加えられ活用されることにより、保全されてきました」や「・・・保全と活用を一体のものとして捉え・・・」という考え方とややズレがあると思います。 「保全エリア」もイベントでの活用はするでしょうし、「活用エリア」でも基本は植生の保全を図るのだと思います。すなわち、上記のようなズレは、植生の「保全」・「活用」と、場(空間)としての「保全」・「活用」の2つの意味が混同して使われているために生じていると思われます。例えば、エリアの名称の方を変えることで、上記のような用語の混同を避けることが一案のように思います。この文章中の言葉を使うならば、保護エリア、活動エリア、などでしょうか。	【要検討】「保全エリア」・「活動エリア」という区分を設けるべきか。また、設定する場合にどのように定義するか。	審議
43	15	「母屋・駐車場ゾーン」と「前庭ゾーン」の名称がわかりづらい。代案まだ思いつかないのですが…	【要検討】提案としていただき、議論したうえで決定したいと思います。	審議

44	15、16	ここは以前、畑や栗林だった場所 現状は見ごたえのあるサクラやモミジ、ハクモクレンなどがあり、また藍畑や野菜畑があり、さらにツリークライミングを行うことができる高木もある複合的なエリアである。そのため活用の基本方針においては保全を前提に十分検討する必要がある。以上の点から、「建物・駐車場ゾーン」を「建物・前庭ゾーン」、「前庭ゾーン」を「畑ゾーン」に変更してはどうか。	【要検討】提案としていただき、議論したうえで決定したいと思います。	審議
45	15	野草園は活用エリアではないか。(もともとの屋敷林とは異なる「植物園」なので)	【要検討】ご指摘いただいた通り、野草園は積極的に環境を整備するゾーンである ため、活用ゾーンとしたほうがよいかもしれません。	審議
46	15	保全エリアと、活用エリアが設定され、判り易くなったように思います。ただ、ゾーンと、エリアの言葉の使い方が逆の様にも思いますが、どうでしょうか。 ゾーンの方が、目的をもった区分を示す際に用いられることが多く(事例:世界遺産のバッファゾーン)、エリアは、ある部分を示す言葉のように思います。 ⇒保全ゾーン、活用ゾーン しかし、既に地元の皆さんが、既存のゾーンの呼び方で定着している場合は、特にこだわりませんので、現状のままでも良いかと思います。	【要検討】「ゾーン」の語義を確認したところ、「ある特徴や使用目的に基づく範囲」を指すとのことなので、「野草園ゾーン」といった呼称も誤りではないかと思います。これまでの掲示物等で「ゾーン」を使用していたという経緯も含め、名称を変更するかについて検討するのがよいかと思います。	審議
47	15	15頁に入る前に、保全エリアと、活用エリアの、各エリアの主旨説明を一言加えてはどうでしょうか。 例えば:保全:高橋家住宅の屋敷林の植生が残されているため、これを保全していくことを優先するエリア。 活用:高橋家住宅の屋敷林の植生は残されておらず、今後の市民が活動するための場所として整備してよいエリア。	ア:市民の活動のために積極的に利用していくエリア」という注釈を追加しまし	審議
48	15	各ゾーンが、いつどのように形成されたのか、判る頁はどこでしょうか(見つけられていないだけかもしれません、すみません)。例えば野草園がいつ形成されたのかなどの経緯を踏まえて、方針がみえるようになると良いかと思います。	【要確認】各ゾーンの形成過程 委員より資料の提供をいただいた。	要確認
49	16	・この表の中で、野草園ゾーンの管理方法の欄にいれるのが適当かはわかりませんが、こんな趣旨の 文言を入れられたらと思います。以下が提案文です。 「野草園ゾーンは屋敷林全体の野草ショーウィンドウとして機能させ、各ゾーンでは各々の高木等植 生環境から生まれる野草の自然生態を完成させ、開花時には見学会を開催する。」例えば現在高木林 ゾーンでは野草のムサシアブミの発生が複数確認されています。 ・野草園ゾーンについて、現在ある野草を保全していく視点からの方針が必要ではないでしょうか。	内容としては、基本方針に記載したほうがよいと判断しました。野草園ゾーンに「屋敷林全体の野草のショーウィンドウとして機能させる」と追記しました。さらに、「ショーウィンドウ」という表現について分かりやすくするため、「周辺地域や屋敷林に生育するさまざまな野草を栽植し、」と補足しました。 【要検討】屋敷林全体における野草の取り扱い	審議
54	17	この部分はP.14の指摘とも関連します。 議事録の中で、委員も発言されていましたが、活用については、イベント等での場としての活用に加えて、植生の維持管理の中で出る資源をどう活用していくか、という視点が加わるといいと思います。	【要検討】植生の維持管理の中で発生する資源(落葉・枝)の取り扱いについて	審議
55	17	樹木の管理に関してですが、道路、民家に隣接している高木は台風、枯れ枝の落下等の心配がありますので、高さを低くしたら良いかと思います。	【要検討】17ページに記載したいと考えています。具体的な基準については検討中です。	審議
56	17	(2) ①イベントの企画・実施 屋敷林の一般公開などはすべて行政からのアプローチなので、市民が主体となる活用についても一項目設けたほうがよい。それを行政がバックアップする形。	【要検討】市民主体のイベントの企画・実施については、どのように記載するか相 談させていただきたいです。	審議

57	17	●基本方針について、矛盾点があることを懸念しておりましたが、今回文章が変わったので、その点は整合性がとれるようになったと思います。 ●ただ、林地の保持については、説明や方針がまだ不足のように感じられます。 「別に管理方針を作る」とは書いてありますが、もう少しこの本計画に書いておくべきではないでしょうか。 16頁の「保全について」のところで、植生の管理が(点検,剪定、除草)とありますが、樹木をまず管理保全しないとここを維持できません。草と同一視しない方がいいと思ます。除草よりは除伐の一言が大事と考えます。(除伐については15頁の一覧には書いてあるので、ぜひここにも書いてください。)樹林を管理するには、樹木の管理は自然の繁茂にまかせるのか?(ここ30年でシラカシの若木とヤブツバキで77本も増えて密になった。) 樹種(どんな樹で構成をするのか、邪魔をする樹をどうするのか。) 樹畜(どれぐらいの高さで管理するのか。剪定の基準。) 密度(風も通らない密度を認めるのか。) まとめて言えばどんな林相として残して行くか、これが最大のポイントであるにもかかわらずそこが明確になっていません。 委員からも「植生調査報告書」で遷移による崩壊が進んでいるいることを指摘されていますが、これからもヤブツバキ、シラカシなどの広葉常緑樹は増え続けます。	【要検討】樹種(実生木や外来種の扱い)、樹高、密度についても掲載する方針ですが、具体的な値については、委員の意見も仰ぎたいです。 樹種(記載イメージ:保全エリアにおいては、本来の屋敷林には存在しない樹種については除伐し、屋敷林の植生を保全する。活用エリアにおいては、観賞樹(サクラやモミジ等)も認める 等) 樹高(記載イメージ:道路に面している高木林ゾーン・前庭ゾーンにおいては、強剪定を行い、高さを〇m程度に抑える 等) 密度(記載イメージ:相対幹距比(上層僕の平均樹高に対する平均個体間距離の割合)20%/樹冠粗密度(樹幹投影面積を森林面積で割った値)0.8以下 等)	要確認
59	19	■今後のスケジュール(案)については、市民主導のものも入れたほうがよいのではないか。	【要検討】市民主体のイベントの企画・実施については、どのように記載するか相 談させていただきたいです。	審議
62	20	「西東京市文化財保存・活用計画」をどこかに位置づける?(R6年をめどに「西東京市文化財保存活用地域計画」に移行予定)	【要確認】委員回答。 屋敷林は十分に文化財的な価値を持っていると思います。ただし、種別は記念物(名勝)ではなく、文化的景観に値します。 「名勝」とは風致景観が優れた芸術又は鑑賞上価値の高いものであり、庭園や峡谷、海浜などがこれにあたります。一方「文化的景観」とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されており、屋敷林はこれにあたります。これは比較的新しい(平成16年~)文化財の考え方で、その中で特に重要な文化財の一つとして取り上げる予定です。	要確認
63	20	文化財保護法上の現状と課題: ・建造物を国登録にするのであれば、主屋よりも土蔵かなと思います。 文章では、「母屋や土蔵などの建造物を文化財として…」としていただくと良いかと思います。	「母屋や蔵などの建造物を文化財として」と修正しました。	要確認

			1【無療訊】美具同僚	
64	20	・屋敷地を文化財にすることは、可能性はないのでしょうか。 ①屋敷地を、国登録記念物(名勝)に登録 ②屋敷地を、市指定記念物(名勝)に指定	【要確認】委員回答。 屋敷林は十分に文化財的な価値を持っていると思います。ただし、種別は記念物(名勝)ではなく、文化的景観に値します。 「名勝」とは風致景観が優れた芸術又は鑑賞上価値の高いものであり、庭園や峡谷、海浜などがこれにあたります。一方「文化的景観」とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されており、屋敷林はこれにあたります。これは比較的新しい(平成16年~)文化財の考え方で、その中で特に重要なものは国の重要文化的景観に選定(指定ではない)されます。ただし、このためには景観法に基づく景観計画区域又は景観地区の中にあることなどの条件が付されています。また、現行の西東京市の文化財保護条例にはこれに類する種別の考えはありません。高橋家屋敷林は、これまでの審議会の議論等でも明らかなように、伝統的、典型的な屋敷林の姿をしていません。そして逆にその価値は、日々社会やそこで活動する人々とともに変わっていく部分にもあります。そういったことを考えると、「屋敷林」という文化的景観の側面はもちながらも、それを選定しその姿をそのまま固定して保護するといった形は「高橋家屋敷林」にはそぐわないと考えます。	要確認
70	全体	本質的な価値(元々屋敷林が持っている変わってはいけないもの)と現代的な意義(新たな魅力)の 章を設けてはどうか	【要検討】これまでの議論にも出てはいきましたが、きちんと整理できていなかったため、改めて整理して記載してもよいのではないかと考えています。	
71	全体	本質的な価値に関係するかもしれませんが、「こもれび」「ひだまり」「人の居る(生活している) 風景」というキーワードがあるとよいのではないか。+人の手により変化するということも	■本来の屋敷林の存在意義 ・防風・防塵、温度調節、資材の生産(燃料・肥料・用材)、庭園機能	審議
72	全体	第3章として「下保谷四丁目特別緑地保全地区の本質的価値と現代的意義」を設ける	■現在的意義 ・地域の自然文化遺産(地域の歴史や文化を継承する場)、都市部における快適な 空間(ひだまりとこもれび/クールスポット)、生物多様性の保存の場	
73	全体	今回の案が絵にかいた餅にならないためのガバナンスを構築すべきだが、そこが抜けている。 ①今回の審議会のように、市、専門家と活動するボランティア等によって組織される協議会が必要。 運営の支援、自然環境等に関する問題の解決、ガイドラインに沿って運営管理されているかなどの評価、整備等についての意見交換を行う。 ②下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用を推進する中間支援組織が必要。協議会の運営、市と住民ボランティアとの調整、さまざまなステークホルダーへのアウトリーチ(プレイヤーを引き込む)等を実施。	【要検討】組織として協議会を運営するのは難しいかもしれないが、本計画の実施 をサポートするために来年度以降補助事業者が活動するイメージを持っています。	審議
74	建物関連	井戸屋形については記載しませんか?	【要確認】井戸屋形の建築時期(資料等確認できません)	要確認
75	建物関連	・建築基準法上は、今後の活用をふまえて絡んでくることはないのでしょうか。 建物の面積・活用方法に応じ、現在の用途は何か、今後の用途は何か、というところで、用途変更が必要か、必要ないかということが確認できていればと思います。 また、大規模修繕になった際には、確認申請が必要か、ということも確認できればと思います。	現在は「第1種低層住居専用地域」に指定されているため、建築基準法上、店舗や 飲食店は設置できません。現状では、「活用方法によっては、手続きの検討をする 必要があります」と述べるに留めています。 建物の活用方法決定後、計画段階になった際に要確認。	要確認
76	建物関連	・消防法では何か関連事項がありますか?使用方法等に応じ、防災設備の設置義務や届出など。	建物の活用方法決定後、計画段階になった際に要確認。	要確認
77	建物関連	・以前も確認したかもしれませんが、その他、市の条例などは特に絡んでこないのでしょうか。	注例い	要確認